

第112号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ア中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。